

平成27年度第2回北海道私立学校審議会議事録

1 日 時 平成27年11月19日(木) 13:30~14:40

2 場 所 道庁赤れんが庁舎2階1号会議室

3 委員定数 15名

4 出席委員 14名

〔 佐藤会長、山崎委員、三浦委員、榮委員、杉原委員、鈴木委員、
守本委員、永田委員、黒坂委員、小泉委員、藤田委員、浅井委員、
齊藤委員、本間委員 〕

5 傍聴者 2名

6 議 題

(1) 前回答申の処理状況

(2) 諮問事項の審議

私立中学校の収容定員に係る学則変更認可について	(2件)
私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について	(2件)
私立高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可について	(1件)
私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員増)認可について	(18件)
私立幼稚園の収容定員に係る園則変更(定員減)認可について	(7件)
私立幼稚園の廃止認可について	(8件)
学校法人の解散認可について	(5件)
私立専修学校の設置計画について	(1件)

(3) 報告事項

平成27年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会について
第70回全国私立学校審議会連合会総会について

(4) その他

7 議事の経過及びその結果

会長から、審議会運営規則第5条に規定する会議定員数に達している旨の宣言後、守本委員、齊藤委員を議事録署名人に指名した。

はじめに、前回答申の処理状況について資料1に基づき事務局から説明し、その後、諮問事項の審議に入った。

議事の経過及び結果は次のとおりである。

(1) 私立中学校の収容定員に係る学則変更認可について

札幌大谷中学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1009号(1))及び双葉中学校の収容定員に係る学則変更認可(諮問番号第1009号(2))について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

それでは、資料の1ページについてご説明いたします。

この2つの案件は、今日の少子化の進行に伴う、入学志願者の減少に対応するため、学校法人札幌大谷学園が設置している「札幌大谷中学校」及び学校法人北海道龍谷学園が設置している「双葉中学校」の収容定員の変更に係る学則変更認可申請があったものです。

変更の時期は両校とも平成28年4月1日を予定しております。

札幌大谷中学校は、各学年175人の収容定員を35人ずつ減じ、1学年140人とし、3学年合計では525人の収容定員を420人へと、105人減じようとするものです。

双葉中学校は、各学年80人の収容定員を10人ずつ減じ、1学年70人とし、3学年合計では240人の収容定員を210人へと、30人減じようとするものです。

両校とも、設置基準上の支障は特にありません。説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(2) 私立高等学校の収容定員に係る学則変更認可について

東海大学付属第四高等学校の収容定員に係る学則変更認可（諮問番号第1009号（3））及び双葉高等学校の収容定員に係る学則変更認可（諮問番号第1009号（4））について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

それでは、資料の2ページについてご説明いたします。この2つの案件は、今日の少子化の進行・中卒者の減少に伴う、入学志願者の減少に対応するため、学校法人東海大学が設置している「東海大学付属第四高等学校」、及び、学校法人北海道龍谷学園が設置している「双葉高等学校」の収容定員の変更に係る学則変更認可申請があったものです。変更の時期は両校とも平成28年4月1日を予定しております。

東海大学付属第四高等学校は、普通科を設置しておりまして、各学年320人の定員を40人ずつ減じ、1学年280人とし、3学年合計では960人の収容定員を840人へと、120人減じようとするものです。

双葉高等学校は、全日制普通科及び通信制普通科（単位制）を設置しておりますが、この度の申請は、全日制普通科の各学年210人の収容定員を35人ずつ減じ、1学年175人とし、3学年合計では630人の収容定員を525人へと、105人減じようとするものです。

両校とも、設置基準上の支障は特にございません。なお、備考欄に記載しておりますが、東海大学付属第四高等学校は、この度の学則変更と同時期、平成28年4月1日から、学校名を東海大学付属札幌高等学校に変更することとしておりまして、既に北海道知事あてに名称の変更を届け出ております。

また、東海大学付属第四高等学校は、現在、校舎を建て替えしており、現在の位置から若干移動する予定ですが、新校舎につきまして、図面等を精査し、基準を満たしていることを確認しております。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(3) 私立高等学校の広域の通信制課程に係る学則変更認可について

クラーク記念国際高等学校の面接指導等実施施設の追加等に係る学則変更認可（諮問番号第1009号（5））について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料の3ページをご覧ください。この案件は、学校法人創志学園が設置するクラーク記念国際高等学校が、生徒の多様な選択の幅を広げ、より多くのニーズに応えるため、面接指導等実施施設の追加・移転、及び教育課程や入学等に関する規程の整備などを行おうとするものです。

変更の時期は、平成28年4月1日を予定しております。資料の「7 変更の内容」をご覧ください。

まず(1)面接指導及び試験を行うことのできる施設の追加等についてです。通信制課程における学習は、教科書等に基づいた生徒の自学自習を基本とし、報告課題の添削指導、面接指導、いわゆるスクーリングの参加、及び学力試験により、所定の単位が認定されると卒業が認められるものです。

文部科学省令の「高等学校通信教育規程」により、面接指導等の教育は、本校の外にも、協力校という位置付けで他の高等学校で行うことも可能であるほか、さらには、「他の学校等」として大学、短大、専修学校及び指定技能教育施設を利用することも認められております。

なお、「指定技能教育施設」とは、都道府県の教育委員会が指定する教育施設で、学校教育法の規定により、高等学校の定時制や通信制課程に在学する生徒は、指定技能教育施設で受講した職業に関する科目、例えば家庭、農業、工業、商業、看護、水産といった科目について、高校の単位としても認定できるという制度になっております。

現在、クラーク記念国際高等学校における面接指導及び試験等につきましては、深川市にあります本校をはじめ、協力校10校、そして「他の学校等」として、大学2校、短期大学1校、専修学校25校、及び指定技能教育施設等41施設において行っておりますが、この度、各教育区域における生徒の面接指導等の利便性を図るため、面接指導等の会場として、新たに2つの施設を追加しようとするものです。

追加する施設は、「ア」にありますとおり、千葉県東京経営短期大学と指定技能教育施設である山口県のネムハイスクール山口校の2施設です。

また、「イ」にありますとおり、神奈川県横浜健育高等学院など2つの技能教育施設が、施設の充実のため移転することに伴い、面接指導会場も併せて移転しようとするものです。

これら4つの面接指導等実施施設の追加・移転につきましては、各施設とも教育に必要な施設設備は整っており、支障は特にごさありません。

次に(2)教育課程及び入学等に関する事項の規程整備等についてです。①の入学等に関する事項の規定整備につきましては、資料下部の新旧対照表のとおりですが、国際化の進展に伴い、海外から帰国した生徒の受入れが増えることを見据え、このような生徒の受入れについて、編入学を許可することができるよう規程を整備するものです。

帰国子女等の受入れにつきましては、文部科学省通知においても、弾力的に取り扱うことなどが示されており、この度の学則変更もこの趣旨に則ったものでありまして、法令上等の支障はございません。(2)の②ですが、生徒の授業選択の自由を広げるために、普通科の教育課程表に学校設定科目として、キャリア学習、標準単位数3から6ですが、こちらを追加するものです。

変更内容は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(4) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更（定員増）認可について

札幌ルーテル幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1009号（6））から、七飯南幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1009号（23））までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員の増に係る園則変更認可に関する諮問案件について、ご説明いたします。資料は4ページからとなります。諮問番号は第1009号（6）から（23）までの18案件でございます。なお、概要を一括して説明させていただきますので、各園の変更内容等につきましては、資料によりご確認をお願いいたします。

それでは概要について説明させていただきます。今回、収容定員増の案件幼稚園ですが、4ページの諮問番号第1009号（6）から6ページの（16）までの11件につきましては札幌市、6ページ（17）は函館市、（18）は小樽市、（19）は旭川市、（20）は苫小牧市、7ページの（21）は江別市、（22）は千歳市、（23）は七飯町に所在しております。以上の7市1町に所在する18の幼稚園から定員を増やす旨、申請がございました。

今回、定員変更の理由は18園とも、地域における就園希望幼児数の増加に対応するためということです。18園の合計で言いますと、現行定員3,635名を4,130名に変更するものであり、全体で495名の定員増となっております。

なお、いずれの幼稚園も、教職員、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしております。変更時期につきましては、いずれの園も平成28年4月1日となっております。

以上、諮問番号1009号（6）から（23）までを一括して説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【審議、質疑応答】

- 会長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。
- 委員A 少子化に関わっては、特に幼稚園の子どもたちが全体的に減少している傾向にあるんですが、この490名の増というのは、保育所や認定こども園からの移行もあって、増という形になるんでしょうか。それと前回の審議会でもあったんですが、幼稚園の定員変更については、子ども子育て支援法の改正に関わっての変更かと思われませんが、これは道としては、全体的に認定こども園への移行が順調に進んでいるととらえているんでしょうか。
- 事務局 最初のご質問ですが、今回の定員増の申請につきましては、現状の実態に合わせまして変更するものであって、保育所等からの移行ではなくて、その地域の幼児数が増えているということで、申請があったものです。今現在、新制度への移行は2割程度ですが、平成28年度については、約5割程度が移行すると今の段階では予想されております。
- 委員A 5割ということは、今後、認定こども園への移行がさらに進むというふうに考えてるんでしょうか。
- 事務局 全ての幼稚園が移行するというものではありませんが、28年度から29年度へと、年度が進むごとに移行する園が増えると考えております。

（ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

(5) 私立幼稚園の収容定員に係る園則変更（定員減）認可について

つぼみ幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1009号（24））から静内幼稚園の収容定員に係る園則変更認可（諮問番号第1009号（30））について、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

幼稚園の収容定員の減に係る園則変更認可に関する諮問案件について、ご説明いたします。資料は8ページの諮問番号第1009号（24）から9ページの（30）までの7件となります。

定員の減につきましては、毎年、恒常的に実員が定員を下回っている幼稚園を設置する法人に対しまして、適正定員についての検討をお願いしているところがございます。各法人において、検討いただいた結果、幼稚園の収容定員の減に係る園則変更認可申請がございました。

それでは8ページ諮問番号第1009号（24）から9ページの（30）までを一括して、ご説明させていただきます。

なお、本件につきましても、概要の説明をさせていただきますので、各園の変更内容等につきましては、資料によりご確認をお願いいたします。

今回4市1町に所在する7幼稚園から定員を減らす旨の申請がありました。変更の理由についてですが、いずれの園も、地域における就園園児数の減少のためとなっております。

7園の合計で言いますと、現行定員1,085名を820名に変更するものであり、全体で265名の定員減となっております。

なお、いずれの幼稚園につきましても、教職員数、施設の整備状況につきましては、幼稚園の設置基準を満たしており、また、過去の各園の実園児数の状況からも、定員の減は妥当なものと考えております。

また、今回の定員減に対する影響についてでございますが、幼稚園が所在する市及び町における私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕が有り、園児の収容に影響はない状況となっております。

変更時期につきましては、いずれの園も平成28年4月1日となっております。

以上、諮問番号1009号（24）から（30）までを一括して説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

（出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。）

(6) 私立幼稚園に係る廃止認可について

明照幼稚園に係る廃止認可（諮問番号第1009号（31））から、岩内幼稚園に係る廃止認可（諮問番号第1009号（38））までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料10ページから幼稚園の廃止認可に関する諮問案件8件について、ご説明いたします。

まず、10ページの諮問番号第1009号（31）をご覧ください。学校法人旭川明照学園が旭川市に設置しています明照幼稚園についてですが、園児数の減少により、幼稚園運営の継続が困難となったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況ですが、在園児17名のうち、来年3月に卒園予定の14名を除く3名につきましては、旭川市内の幼稚園へ転園することとなっております。

また、教職員8名のうち、5名につきましては、旭川市内の幼稚園へ転職することとなっております。残る3名は退職する予定となっております。

指導要録につきましては、北海道、学事課で保管することとしております。この指導要録の保管につきましては、設置者で保管ができない場合に道で保管しており、設置者から申出がございましたので、道で保管とする予定となっております。

次に、(32)の学校法人端野若葉学園が北見市に設置しています端野若葉幼稚園についてですが、園児数の減少により、幼稚園運営の継続が困難となったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況ですが、在園児11名は、来年3月に全員卒園予定となっております。教職員につきましては、全員が退職予定となっております。指導要録につきましては、設置者で保管することとしております。

次に、11ページの(33)の学校法人鶴川学園が江別市に設置しています晃成幼稚園についてですが、園児数の減少により、幼稚園運営の継続が困難となったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況ですが、在園児16名のうち、来年3月に卒園予定の5名を除く11名につきましては、江別市内の幼稚園または認定こども園へ転園することとなっております。

教職員につきましては、全員が退職予定となっております。指導要録につきましては、設置者にて保管することとしております。

次に、(34)の学校法人周田学園が根室市に設置しています根室幼稚園についてですが、当該幼稚園は、園児数の減少により、平成17年4月より休園しておりましたが、園児数の確保、後継者がいない状況など検討の結果、今回、法人から廃止の申請があったものです。

この幼稚園は、平成17年から休園しているため、現在、園児及び教職員はおりません。指導要録につきましては、設置者にて保管することとしております。

次に、12ページの(35)の学校法人華園学園が妹背牛町に設置しています妹背牛幼稚園についてですが、当該幼稚園も、園児数の減少により、平成25年4月より休園しておりましたが、検討の結果、幼稚園運営の継続が困難な状況にあるため、今回、法人から廃止の申請があったものです。

この幼稚園も、平成25年から休園していたため、園児及び教職員はおりません。指導要録につきましては、設置者にて保管することとしております。

次に、(36)の学校法人月形大谷学園が月形町に設置しています月形大谷幼稚園についてですが、園児数の減少により、幼稚園運営の継続が困難となったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況ですが、在園児27名のうち、来年3月に卒園予定の11名を除く16名につきましては、月形町が来春から設置します幼保連携型認定こども園へ転園することとなっております。

また、教職員のうち2名は、この月形町の認定こども園へ転職し、事務職員とパート教員は退職する予定となっております。指導要録につきましては、北海道学事課で保管することとしております。

次に、13ページ(37)の学校法人北海道德風学園が釧路町に設置しています「せちりあおば幼稚園」についてですが、園児数の減少により、幼稚園運営の継続が困難となったため、廃止の申請があったものです。

園児の状況ですが、在園児19名のうち、来年3月に卒園予定の18名以外の1名については、同法人が設置しています釧路市の鶴野あおば幼稚園へ転園することとなっております。

また、教職員は、全員が同法人が設置する鶴野あおば幼稚園へ異動する予定となっております。指導要録につきましては、設置者にて保管することとしております。

最後に、(38)の福嶋和美が、岩内町に設置しています岩内大谷幼稚園についてですが、この幼稚園は、福嶋氏が個人立として設置しておりました。

園児数の減少により、平成21年4月より休園しておりましたが、園児数の確保、後継者がいない状況など検討の結果、今回、廃止の申請があったものです。

この幼稚園は、平成21年から休園していたため、現在、園児及び教職員はおりません。指導要録につきましては、設置者にて保管することとしております。

幼稚園の廃止に伴う影響についてですが、各幼稚園が所在する市及び町における私立幼稚園の総定員は、総園児数に対して余裕が有り、園児の収容に影響はない状況となっております。

廃止の時期につきましては、各園、年度末の平成28年3月31日としておりますが、諮問番号(34)根室幼稚園は、早期に廃止手続きを進めるために平成27年12月1日を廃止の時期としております。

なお、(31)の明照幼稚園、(32)の端野若葉幼稚園、(33)の昇成幼稚園、(34)の根室幼稚園及び(36)の月形大谷幼稚園を廃止することによりまして、設置者である学校法人は運営する幼稚園がなくなることから、解散する予定となっております。詳細につきましては、この後の諮問事項で説明させていただきます。

以上、諮問番号1009号(31)から(38)までを説明させていただきました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【審議、質疑応答】

- 会長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見ございませんか。
- 委員B (38)なのですが、設置者は福嶋さんという個人の方ですが、設置しているのはこの幼稚園だけなんですか。
- 事務局 はい、そうです。
- 委員B そうすると、指導要録等はこの方が保管されるのでしょうか。
- 事務局 そうです。
- 委員B それで大丈夫なんですか。
- 事務局 園舎が自宅になっておりまして、その自宅で保管することになっております。
- 委員B 個人が保管されるということは、継続性や永続性といったことが、どのように保証されるのかという心配があるのですが。
- 事務局 保管する期間は20年間となっております。もし保管ができなくなるようであれば、学事課にて保管することになっております。
- 委員A 幼稚園廃止という点で、例えば札幌市のように人口が集中しているところは、廃止が少ない傾向に見受けられます。
政令都市以外の道内の市町村においての廃止が割りと多いように、この資料から見受けられるのですが、これは各幼稚園もおそらく存続を掲げながらも数年間経ったと思うのですが、認定こども園等への移行による存続の傾向について、道として何か察知していることはあるのでしょうか。
保育園等のことになると所管は違うと思うのですが、子どもに関わることで、何か情報や方向性等をお持ちでしたら、お伺いしたいのですが。
- 事務局 幼稚園が廃止することによって、その市町村に幼稚園が無くなると

いうところは、今回、月形町があるのですが、逆にこの月形町は自前で認定こども園をつくるなど計画を立てております。

他の地域については、ほかの幼稚園等がまだございまして、そちらの方に子どもたちが通える状況となっております。

○委員A 公的な幼稚園等に関わることではなくて、私立の保育園等が経営存続をかけて、少子化の中で残りたいという意向をお持ちだと思うのです。子どもが少ないことは、いたしかたないことではありますが、働くお母さんが増えてきて、若干、保育所等に通園する子どもは少しずつ増えてきている傾向に地方都市はあると思うのですが、そういうところでの認定こども園等への移行というのは、その園の意思もあるんでしょうけれども、どうしてこういうふうに廃止してしまうのかなど。存続を図るような方法というものを見出せていけないのかな、難しい状況なのか、その辺のところをお伺いしたいのですが。

○事務局 今回廃止する幼稚園につきましては、設置者が高齢ということもありまして、後継者がいないような状況の園がほとんどでして、それで廃止すると伺っております。

道といたしましては、国が進めています認定こども園への移行について促していますが、それはあくまでも設置者が判断されることとなりますので、今年度については2割、来年度は5割程度が新制度へ移行するという状況となっております。

重ねてでございますが、私立ということでございますので、道の方からはいろいろな情報提供をしたり、ご相談があれば、もちろんその方向に持って行くということもございませけれども、存続したいという前提ではなくて廃止したいという前提の場合もございませるので、一律に認定こども園の方に移行していくということには、なかなかならず、こういった廃止というところが出てくるのも現状でございます。

(ほかに出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(7) 学校法人の解散認可について

学校法人旭川明照学園の解散認可(諮問番号第1009号(39))から、学校法人月形大谷学園の解散認可(諮問番号第1009号(43))までについて、資料に基づき、事務局から次のとおり一括説明した。

【事務局説明】

資料14ページをご覧ください。諮問番号第1009号(39)から(43)の学校法人の解散認可につきまして、ご説明いたします。

先ほどの幼稚園の廃止認可でご説明をさせていただきました幼稚園の廃止に伴う、学校法人の解散に係る諮問案件でございます。

幼稚園を廃止する8件のうち、学校法人華園学園と学校法人北海道徳風学園につきましては、廃止幼稚園以外に幼稚園を設置していることから、また、岩内大谷幼稚園は個人立であることにより、この3つを除く5法人から解散の申請がありました。

まず、(39)の学校法人旭川明照学園についてですが、幼稚園の廃止と同じく平成28年3月31日をもって学校法人を解散するとして認可申請があったものです。

次の(40)の学校法人端野若葉学園についても、幼稚園の廃止と同じく平成28年3月31日をもって学校法人を解散するとして認可申請があったものです。

次のページになりますが、(41)の学校法人鶴川学園についても、幼稚園の廃止

と同じく平成28年3月31日をもって学校法人を解散するとして認可申請があったものです。

次の(42)の学校法人周田学園についても、幼稚園の廃止と同じく平成27年12月1日をもって学校法人を解散するとして認可申請があったものです。

最後に、16ページ(43)の学校法人月形大谷学園についても、幼稚園の廃止と同じく平成28年3月31日をもって学校法人を解散するとして認可申請があったものです。

以上5法人とも、解散に伴う残余財産については、寄付行為に基づき処分することとしており、解散後に清算事務を行うこととしております。

以上、諮問番号1009号(39)から(43)までを説明させていただきました。学校法人の解散認可について、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり認可可とされた。)

(8) 私立専修学校の設置計画について

三草会札幌看護専門学校に係る設置計画(諮問番号第1009号(44))について、資料に基づき、事務局から次のとおり説明した。

【事務局説明】

資料17ページをご覧ください。諮問第1009号(44)私立専修学校に係る設置計画について、ご説明させていただきます。

札幌市の社会医療法人社団三草会が、札幌市東区に看護師を養成するための専修学校「三草会札幌看護専門学校」を設置しようとするものでございます。

設置者であります社会医療法人社団三草会についてですが、札幌市と千歳市に病院を、札幌市と芽室町に介護老人保健施設を運営しておりまして、平成24年9月には、公益性が高く、地域に必要な医療を提供する法人といたしまして、道が社会医療法人に認定している法人でございます。

設置を計画しております専修学校は、医療分野の専門課程で修業年限3年、入学定員40名の看護学科を設置するもので、総定員は120名となっております。

校地・校舎につきましては、法人が所有する東区北36条東1丁目の土地にH28年4月から校舎の建設工事を開始いたしまして、同年10月頃を目処に完成、引き渡しの予定となっております。

開設時期は、平成29年4月を予定しております。

これらの内容につきまして、計画書を審査しました結果、教職員数、校舎面積等の設置基準を全て満たしております。

なお、学校設置認可につきましては、北海道保健福祉部から看護師養成施設の指定を受けることが条件となりますが、こちらの状況につきましても、順調に進んでいると聞いております。

また、三草会では、この計画どおり準備を進めまして、1年後を目処に認可申請をする予定とされております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(出席委員からの質疑はなく、全会一致で申請どおり計画は了承された。)

8 報告事項

はじめに、資料3に基づき「平成27年度北海道・東北・新潟県私立学校審議会協議会」について出席した委員から報告を行った。

次に、「第70回全国私立学校審議会連合会総会」については、出席した委員が欠席していることから、資料4の配付をもって報告に代えた。

9 閉 会

以上をもって、平成27年度第2回北海道私立学校審議会を終了した。